

平成28年3月30日(水) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
統計課	人口労働係	上山 順子	内線2087 直通058-272-8184 FAX058-271-5720

毎月勤労統計調査 平成27年分結果（年平均）

このたび、以下のとおり毎月勤労統計調査の平成27年分岐阜県結果を取りまとめました。

1 賃金

- 平均月間現金給与総額は、事業所規模5人以上で29万54円、前年比4.3%増と3年連続で増加となった。規模30人以上においても32万3105円、前年比2.0%増と3年連続で増加となった。

きまって支給する給与は、事業所規模5人以上で24万951円、前年比2.7%増と2年ぶりに増加となった。規模30人以上では26万3763円、前年比0.2%減と3年ぶりに減少となった。

【表-1、図-1】

- 特別に支払われた給与は、事業所規模5人以上で4万9103円、前年比13.7%増と2年連続で増加となった。規模30人以上では、5万9342円、前年比11.3%増と3年連続で増加となった。

【表-1】

表-1 月間現金給与額(調査産業計)

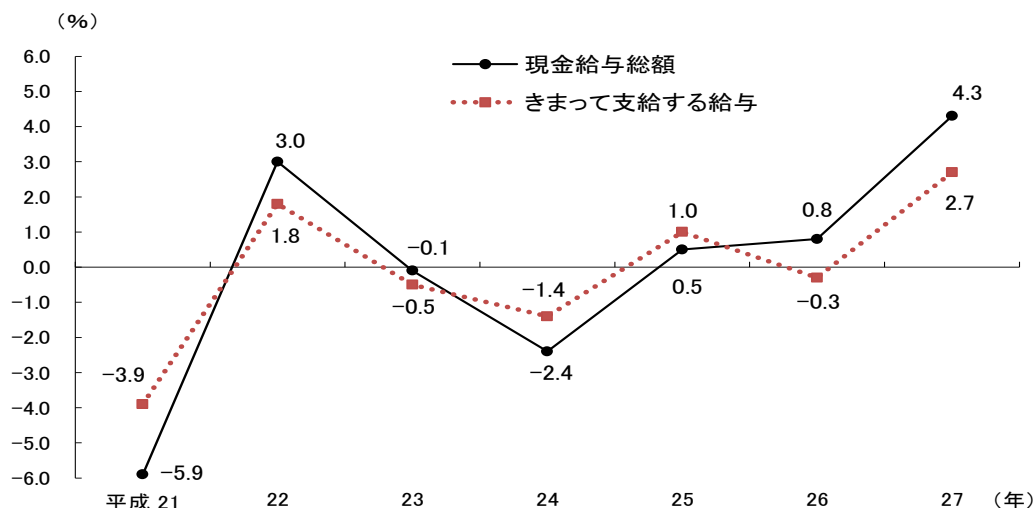
	現金給与総額		きまって支給する給与		所定内給与		所定外給与		特別に支払われた給与	
	円	前年比 %	円	前年比 %	円	前年比 %	円	前年比 %	円	前年比 %
事業所規模5人以上	290,054	4.3	240,951	2.7	221,825	2.5	19,126	5.7	49,103	13.7
事業所規模30人以上	323,105	2.0	263,763	△ 0.2	239,192	△ 0.2	24,571	△ 0.5	59,342	11.3

注：前年比は指数による増減。ただし、所定外給与及び特別に支払われた給与は実数値による増減。

図-1

現金給与総額の推移 調査産業計（事業所規模5人以上）

—現金給与総額及びきまって支給する給与の前年増減率—



2 労働時間

○ 平均月間総実労働時間は、事業所規模5人以上で147.4時間、前年比1.6%増と2年ぶりに増加となった。規模30人以上では151.4時間、前年比0.0%となった。

【表-2、図-2】

○ 所定外労働時間は、事業所規模5人以上で10.7時間、前年比7.5%増と3年連続で増加となった。規模30人以上においても12.0時間、前年比6.3%増と2年連続で増加となった。

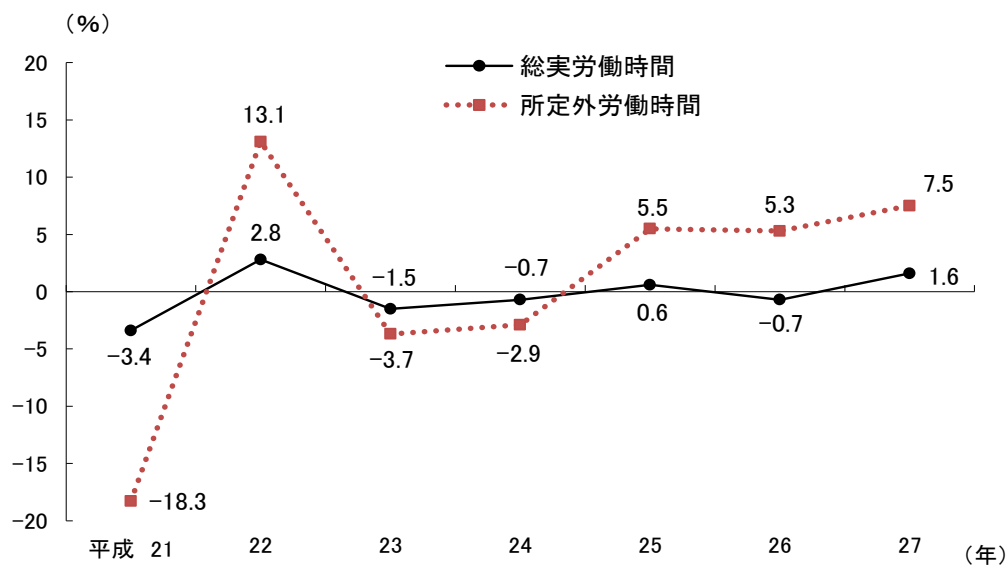
【表-2、図-2】

表-2 月間実労働時間及び出勤日数(調査産業計)

	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
	時間	前年比	時間	前年比	時間	前年比	日	前年差
事業所規模5人以上	147.4	1.6	136.7	1.2	10.7	7.5	19.1	0.1
事業所規模30人以上	151.4	0.0	139.4	△ 0.5	12.0	6.3	19.2	△ 0.1

注:前年比は指数による増減。

図-2
実労働時間指数の推移 調査産業計(事業所規模5人以上)
—総実労働時間及び所定外労働時間の前年増減率—



3 雇 用

○ 常用労働者数は、事業所規模5人以上で65万1907人、前年比2.1%増と6年ぶりに増加となった。規模30人以上においても34万7011人、前年比2.0%増と6年ぶりに増加となった。

【表-3、図-3】

○ パートタイム労働者比率は、事業所規模5人以上で32.5%と、前年から1.9ポイント低下した。本県は全国（30.5%）を2.0ポイント上回った。規模30人以上では28.1%で、前年から0.1ポイント低下した。本県は全国（25.5%）を2.6ポイント上回った。

【表-3、図-4】

表-3 常用雇用及び労働異動率(調査産業計)

	常用労働者数		パートタイム労働者比率		入職率		離職率	
	人	前年比	%	前年比		前年差		前年差
事業所規模5人以上	651,907	2.1	32.5	△ 1.9	1.90	0.08	1.67	△ 0.18
事業所規模30人以上	347,011	2.0	28.1	△ 0.1	1.50	△ 0.11	1.45	△ 0.13

注: 前年比は指数による増減。

図-3
常用雇用の推移 調査産業計（事業所規模5人以上）
—常用労働者数の前年増減率—

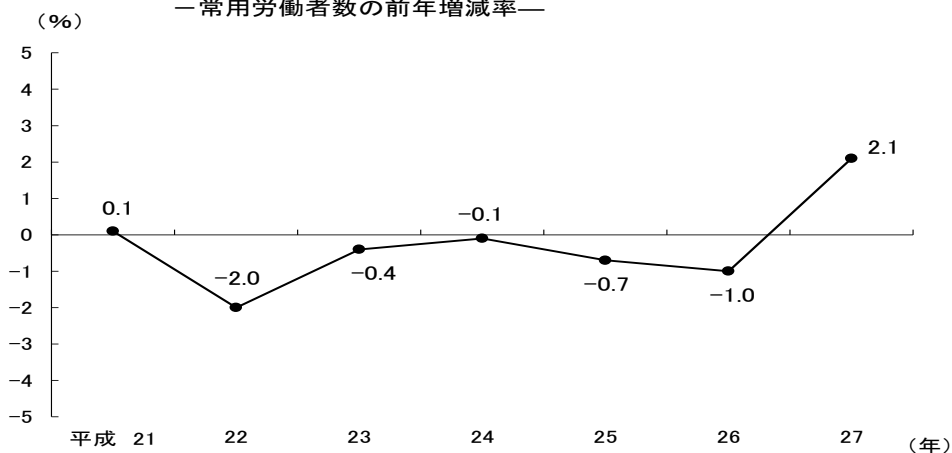
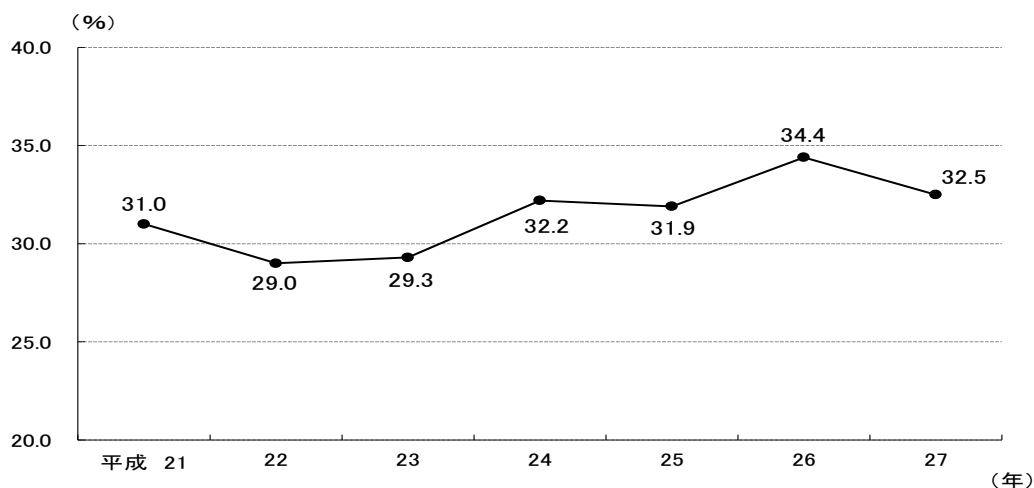


図-4
パートタイム労働者比率の推移 調査産業計（事業所規模5人以上）



【利用上の注意】

- 1 平成 27 年 1 月分調査から、平成 24 年経済センサス活動調査の結果に基づき、調査対象事業所の抽出替えを行った。このため、賃金及び労働時間指数については、新旧サンプルのギャップを埋めるため、過去に遡って修正し指数を接続させている。(平成 22 年=100 としている)
- 2 前年比などの対前年増減率 (%) は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 3 実数(現金給与総額、総実労働時間数など円単位、時間単位で表したもの)の年平均は、1 月から 12 月までの月次の数値を、各月の常用労働者数で加重平均することによって算出している。
- 4 指数の年平均は、各月の指数の合計を 12 で除して(単純平均)算出している。
- 5 現在の指数の基準時は、平成 22 年(2010 年)である。
- 6 常用労働者とは、
 - ① 期間を定めずに、又は 1 か月を超える期間を定めて雇われている者
 - ② 日々又は 1 か月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査期間の前 2 か月間にそれぞれ 18 日以上雇われている者のいずれかに該当する者をいう。
- 7 パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、
 - ① 1 日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
 - ② 1 日の所定労働時間が一般の労働者と同じで 1 週の所定労働日数が一般の労働者より短い者のいずれかに該当する者をいう。また、一般労働者とは、常用労働者のうち、パートタイム労働者でない者をいう。

【調査の概要】

厚生労働省が実施する、統計法に基づく基幹統計調査であり、雇用労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的とするものである。

調査結果は、労働・経済政策の基礎資料として用いられている。

この調査は、日本標準産業分類に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業(他に分類されないもの)」に属する常用労働者 5 人以上の事業所のうち、厚生労働大臣が指定する約 750 事業所を対象とする。

< 環境生活部統計課ホームページ >

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/tokei/tokei-joho/11111/>